

別紙標準様式（第 7 条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 6 年度枚方市福祉事務所障害企画課 第 2 回障害福祉専門分科会
開 催 日 時	令和 7 年 2 月 3 日（月） 10 時 00 分から 11 時 14 分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4 階 第 2 委員会室
出 席 者	三田 優子、高橋 昌子、中岡 将基、虎杖 利和、日野 裕、 米川 舞、安田 雄太郎、小上馬 宗昭、山本 佳代、前田 有美、 東 早苗、渡辺 清
欠 席 者	太田 直哉
案 件 名	1. 旧くすの木園舎跡地活用について 2. 地域生活支援拠点等の整備について 3. その他
提出された資料等の 名 称	【資料①】旧くすの木園舎跡地活用について 【資料②】地域移行に係る課題の解決に向けて 【資料③】障害者支援の取組の報告 【参考資料】 意見交換会（ワーキンググループ会議）意見要旨 枚方市障害者計画（第 4 次改訂版）（他 2 計画含む） 枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会委員名簿
決 定 事 項	旧くすの木園舎跡地活用および地域生活支援拠点等の整備につい ての進捗状況等について報告を行った。
会議の公開、非公開の 別 及 び 非 公 開 の 理 由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	—————
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	健康福祉部 福祉事務所 障害企画課

審 議 内 容	
会長	皆さん、おはようございます。ちょっと遅れているメンバーの方もいらっしゃるしまして、あと今ネットに入ろうという方もいると伺いましたが、定刻になりましたので、 令和6年度枚方市社会福祉審議会、第2回障害福祉専門分科会を今から開催したいと思います。よろしくお願いします。 では、事務局のほうからお願いします。
事務局	本日の委員の出席状況について御報告させていただきます。本委員会の委員定数13名のうち、ただいま10名の委員に出席いただいておりますので、枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項に基づきまして、開催要件を満たしているということを報告させていただきます。 また本日、虎杖委員と小上馬委員の2名についてはウェブ、また太田委員もウェブ参加という予定ですが、システムに接続されておられません。またつながりましたら御出席いただけたらと思っております。 恐れ入りますが、ウェブ参加の委員につきましては、発言の際は挙手していただき、それ以外のときはミュートの設定にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。 本日の会議におきましては、端末の画面、またお手元の資料により説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。画面については事務局の操作で切り替えを行います。もしうまく動作していないようでしたらお知らせいただけますでしょうか。 次に本日の資料について説明させていただきます。資料1といたしまして、旧くすの木園跡地活用について、資料2として、地域移行に係る課題の解決に向けて、資料3として、障害者支援の取組の報告について。また参考資料1として、意見交換会の意見要旨について、また参考資料2として、本日の分科会の委員の名簿を用意させていただいております。また、お手元には計画の冊子を一部用意しております。併せて確認いただけたらと思います。資料については以上でございますが、何か不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 事務局は以上でございます。よろしくお願いします。
会長	今日、傍聴希望者がいる場合はこれを許可しようと思いますが、事務局の方、傍聴者はいらっしゃいますか。
事務局	いらっしゃいません。
会長	では、このまま進めさせていただこうと思います。 では早速ですけど、案件に入りたいと思います。案件1としまして、「旧くすの木園跡地活用について」事務局から説明をお願いします。
事務局	《資料1を説明》
会長	ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関しまして、質問、意見がある方、お願いします。

A 委員	質問ですが、4ページにあるように、実施事業者に無償対応を行うということは、通常のグループホーム事業とは違う条件を求めると考えられます。具体的にどういった条件を求められるのか教えてください。
事務局	グループホーム等について一定の実施の実績がある法人に対してということで、内部で協議をしているところです。
A 委員	条件はそれだけですか。
事務局	現時点で、公募内容について詳細を詰めているところですので、法人の種別であるとか、そういったことについてはまだ確定しておりません。
会長	でも、重度者のグループホームと記載してあるので、例えば入居者の6割が重度とか、そういうのはありそうな感じですか。
事務局	重度障害者の定義につきましても、区分だけで判断するという形になるかどうかなど、一定、市と入居者についての協議をするような形になろうかと考えております。 現段階で詳細な条件等をお示しするという部分は難しいですが、先ほどの資料で今後のスケジュールの中で、仮称であります「くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定委員会」におきまして、公募の内容、公募の条件などを含めて審議いただいて、今後応募に向けて調整していくという予定をしております。
A 委員	旧くすの木園の跡地活用についての提案は、ワーキンググループ等でも出されてなかったもので、公的には本専門分科会が初めてなのではないかと思いますが、この事業を実施する経過について、どういった意見や要望があつて、市でこの提案をされているのか、その経過を教えてくださいませんか。
事務局	くすの木園の跡地が空いたことによりまして、以前から当事者の方の要望や、親なき後に対応できる重度障害者を受け入れしてもらえるグループホームが少ないといった声などをお聞きする中で、市でも補助金を活用し、できる限り重度障害者の受け入れを促進するよう努めておりますが、なかなかそれだけでは進まないところもあり、民間の事業者に対して、市の方針に沿った入居者の方を受け入れてもらえるグループホームを建てることで、その促進を進めたいという思いから、この跡地を活用して民間の活力の協力を得て、今回の方針になっています。
A 委員	このグループホームの入居の規模というのは、何人ぐらいの規模を想定されていますか。
事務局	定員等につきましても、まだ確定しておらず、基準に沿った形で、できる限り最大限の入居者を受け入れられる定員を設定したいと考えております。

A 委員	これは3階建てと認識したらいいのでしょうか。ご存じのように、グループホームの大規模化は小規模な入所施設ではないかという批判があると思います。何人くらいのを想定しているのか、こういった意見もある中でどのように市が考えられるのかお聞きしたい。もう一点は、事業者選定審査会はどういった構成メンバーを想定されているのか教えていただきたい。
事務局	A 委員のいわれる大規模化についてですが、グループホームの指定の要件の中では、1つの敷地の中には10人を超えて建てることが大阪府ではできないことになっておりますので、それを超す規模のものは考えてはおりません。 それから、審査会の委員構成につきましては、学識経験者、それから経理的な内容を審査していただける方と、それから地域の代表の方などを想定しております。
A 委員	3階建てという想定でよろしかったでしょうか。
事務局	建物の構造についてまではまだ検討段階以前の話なので、まだお答えができない状態です。
会長	どこから3階建てが出てきたのですか。
A 委員	この平米を調べていたら大体3階建て。要するに建蔽率60%、容積率200%というのと大体3階建てというのが一般的らしいです。違うかもしれません。私もあまり詳しくないので。
会長	ありがとうございました。選定審査会が立ち上がってからということなんですけど、多分事業者としては、そうですね、早めに知っといたほうが準備はできるだろうなという感じで。いろいろ質問ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。
B 委員	このグループホームは、今あまり話が進んでいない地域生活支援拠点の緊急時とか、体験の場とかというのは全く別の想定で今進んでいるということなんですか。
事務局	現在こちらで考えていることにつきましては、まずは重度の方を受け入れるグループホームで、今後、緊急の受け入れ等の機能も加えることができるかも併せて検討していく段階です。
B 委員	公募の時点でそこが可能かどうかは、今のところ条件には入ってくる想定ではないということですか、今の段階では。
事務局	あくまで今はまだ協議の段階ですので、公募の条件そのものが完全には固まっておりません。
B 委員	一意見なんですけど、拠点の話があまり進まない中、そこも考慮に入れな

	がら公募の条件とかを検討していただけたらいいのかなというのは感じました。
事務局	ありがとうございました。
会長	最後のは意見ということですね。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。
C 委員	くすの木園を民営化するに当たって、今現在グループホームを建てるとされている土地を更地にする費用は、この民営化で入る事業者が持つというような話も一時期あったかと思うんですけど、最終的に市が持たれて更地にされたのかということと、あと、今後無償貸与されていくということなんですが、これは一定の期限付きのことなのか、それともずっとなのか、その辺聞かせていただいてよろしいでしょうか。
事務局	市有地の貸付けということでの契約になってきますので、無期限という契約にはなりません、運営状況により延長もしていくことにはなろうかとは思いますが、必ず何年で終わりになりますというような形では想定しておりません。 更地にした場合の費用については、委員の仰ったとおりでして、最終的には市で負担して、取り壊しを行っております。
会長	ほかにいかがでしょうか。
D 委員	私は今日この議題を見たときに、すごくうれしいなと思って来たんです。重度の障害者に特化したグループホームを市の助けをもってできるということは、私が今相談を受けている何ケースもが重度の方で、グループホームとマッチングができない、断られてしまったりとか、重度というところが民間のグループホームの方と乖離がある、重度過ぎて受け入れられないというようなことを言われて断られる方をたくさん知っていますので、本当に未来ある話と思って聞いてました。 質問ではないんですけども、その後の選定のところで、そこで未来が閉ざされてしまうんじゃないかなというような危惧を、今たくさん頭の中に描いていまして、ほかの市町村でも、これは市の助けがあるとかそんなことではないんですが、重度の障害者の方に特化したグループホームですよと仰りながら、結局出されてしまうという事例を何件も聞いてきているので、ぜひ選定のときには市としてのイメージもうそろそろ描いていただいたほうが、慌てないで済むんじゃないかなと思います。 くすの木園に関わっておられた職員さんもおられるので、こんなことを言うのは恐縮なんですけれども、私の関わる場所もそうですが、くすの木園の旧園舎も、枚方のちょっと外れのところにあるとなったとき、そこで生活が全部終わってしまうようなグループホームというふうになってはいけなとか、社会福祉法人等なのか、株式会社なのか、どういうところに選定するかによって、もう右にも左にもなりそうなので、ぜひ今から理想や未来をいっぱい持って選定審査会に向けていただけたらすごくありがたいと

	思います。
会長	ありがとうございました。ほかよろしいでしょうか。すごく皆さんの関心が高いことがよく分かりました。
A 委員	先ほどの発言にもありましたが、選定審査会の人選について、先ほど学識経験者と地域の代表という説明があったと思いますが、グループホームの運営をしている人であるとか、事業者の情報とか現状を知っている人も入れて、どういう形で条件化していくのかしっかり議論していかないと、せっかく市が主導してつくったものを有効に活用することにならないと思います。ぜひ幅広いメンバーを入れながら審査会の構成を考えていただきたい。
会長	ありがとうございました。いろいろ意見や要望、感想もありましたけれども、よろしくお願いします。 では、次に進みたいと思います。案件２の「地域生活支援拠点等整備について」、事務局から御説明をお願いします。
事務局	《資料２を説明》
会長	ありがとうございました。私から確認なんですけど、最後のページの「事業開始」の事業とは何という事業ですか。私だけが分かっていないのかもしれないですが、分科会に報告をしていて、その行く先が事業開始、予算要求までとつくっていただいていたいて、名前が決まっていらないということで、地域移行推進事業みたいな感じですか。
事務局	事業名称はまだ決まってはいません。
会長	たとえばこのような感じというものはありますか。
事務局	体験の機会や場の提供のための居室確保等に係る事業です。
会長	在宅の人も使えるということですか。
事務局	そうです。
会長	施設に入らなくて済むようにというものですか。
事務局	はい。
会長	ありがとうございました。すみません、皆さん分かっていたら申し訳ないです。ほかに質問、意見いかがでしょうか。
C 委員	私もワーキング会議に参加させていただきまして、いろいろな議論をこれまでしてきたんですけども、資料７で、この部分結構大事かというのと、これの考え方として実際どういう方に対して向けた事業なのかということ、そ

	れをきっちりと意識して広めていかなきゃいけないということと、どうい うことができるのかということも含めてこのリーフレットは作られるとい うことですが、どういう方が利用されるのか想定はたくさんしておいたほうが いいと思います。入居待機者という方が非常にたくさんいらっしゃるという ことで、特に親なき後の生活の場としての選択肢が入所施設にいつてしまう というケースがたくさん出てきているなというのを感じていますので、そう いう方に向けてアプローチしていくということは大事だと痛感しております。
会長	ありがとうございます。ほかの方いかがでしょうか。
B 委員	質問なんですけど、現在、体験の場のことだけ載っている感じなんですけ ど、ほかの緊急時の件とか人手のところとか、その辺というのは意見交換会 で進捗があれば教えていただきたい。
C 委員	緊急の対応というのは常に入ってくる、市のほうでも数件緊急対応という ことで、そのときは短期入所につながれたという話だったかと思うんですけ ども、市のほうにも緊急時の対応を求めるという要望があったということは、 ワーキング会議の中でも出ておりました。
B 委員	それぐらいですか、今話されているのは。
C 委員	緊急対応で今後、コーディネーターの方がどのような対応にあたるのか、 実際に対応に当たられる支援者と利用者の方が初対面では、対応も難しいと いうこともあります。また、利用者と関わりの深い方が対応に当たったとし ても、必ずしもそれができるかどうかというのは、本当に緊急時ということ で、いろいろ準備や想定をしておかないといけないため、緊急時の対応に関 してはまだまだ詰めなければいけない部分がたくさんあると思っておりま す。
B 委員	ゆくゆくは、緊急と言えここみたいなのをやる感じで話しているという ことですか。
C 委員	現状でも緊急を要する場合はたくさんあるので、この事業が始まったから 全てここに集約されていくと、なかなか物理的にも難しいことだと思います し、どれぐらいの方が入るのかという、緊急の部分というのも、いろいろ統 計的な部分も見ないといけないと思います。ここだけの部分で緊急の案件を 対応できるかという、なかなかそれは難しいことだとは思いますが。個別の 初期対応であったりとか、いろいろな事業者の協力というのは必要になって くるのかなと思っております。
会長	ありがとうございました。私の知っている当事者の人たちは、災害時に支 援者がすぐに来れない場合を想定して、災害のための何とかカードというの をつくるというのを結構各地でやっていて、英語とスペイン語と日本語で書 いてあって、助けに来る人はスペイン語の人が多いらしく、全然知らないん

A 委員	ですけど、そこに薬はこう、あるいは関わる時のポイントなど、そういうのを当事者の人が発明して全国で使っている。だから、緊急のときだって救急車しか呼べないときなどに体に触れないでくださいと。 ちょっと話が変わりますが、知らなければ緊急時に対応できないんだから、緊急は緊急だからというのも話し合ってもらい、こういうを進めるときに当事者の人たちも関わりながら、いろいろな情報を得てやっていただくといひかなと思ひました。いろいろなおもしろい取組をやっているところが全国にあります。ありがとうございます。 先ほどの委員からの質問に対する私の意見ですが、ワーキンググループ会議でも緊急時の受け入れについての意見交換はやっておりまして、一応地域生活支援拠点の中の5つの機能の中ではもう整理されているという位置づけですが、ただ昨年の4月から10か所のショートステイと市の協定を結んでいるものの、受入れ実績がゼロ。何故なのかということで、前回の自立支援協議会の全体会でも委員のほうから何故ゼロなのかという意見があつて、ワーキンググループでもそれを行政に質問したところ、緊急の要望がなかったわけではないけれども、市が協定を結んでないところが受け入れたりと、病院で受け入れたりとという実績はあるみたいなんです。普段利用していない当事者を受け入れるショートステイがなかなか難しいということです。結果この10か所に関しては実績がゼロになっているということです。この10か所を公表しない理由というのは、いろいろな連絡がそこに来たりすると対応できないということで、まずは市、あるいは支援センターを通してという説明でした。私もワーキングでも言ひましたが、もう少し緊急時に何とか対応しますというアピールをしていただかないと、そういう地域生活支援拠点の中での機能の1つがあるということすら、事業者や利用者に伝わってないこともあると思ひます。せっかくできているのに実績がゼロというのは、ちょっとよろしくないのかなということで、今後周知や、あるいは実質的な受け入れの促進というか、有効に機能するような方法を検討していく必要があるのではと考えています。 あと、5ページの体験の機会・場のソフト面について、利用者の想定ということで、グループホームや施設への入所を希望する人とありますが、これは施設への入所を希望する人も体験できるということにするのですか。地域移行のための体験の場なので、施設入所を希望されている方がこの体験室を利用できるようにするというのは認識していなかったのですが、どうなのでしょう。
事務局	グループホームに入居することを希望している人や施設入所を希望する人について、その希望に応じた形で体験を行うことのように見えてしまうところもあったかもしれないんですけど、グループホームの入居等を今後考えている人については、グループホームに入居することで地域移行するための体験の機会を提供するような形で、施設への入所を希望する方には、施設への入所を希望しているけどグループホームとか一人暮らしとかもできるんですよ、その体験をやってみてはということで利用してもらおうという意味で書いております。

事務局	一応我々としては、グループホームに入る前段、いわゆる在宅の方であったとしても、この事業については一人暮らしはどんな感じなんだ、グループホームはどうなんだ、グループホームは体験入所も公的には支給決定は可能なんですけども、それを含めて活用するイメージではあります。たしかワーキンググループでもそういう話だったような。
A 委員	施設入所を希望される方の体験利用はできないですね。
事務局	施設入所を希望される方も体験入所されます。希望をされれば。
A 委員	施設の入所を希望される方も、この体験の場で体験するのでしょうか。
事務局	そうです。その方の支援のプランを考えていく中で、使えるという認識をしています。
A 委員	入所施設への希望をされている方も、この体験の場で体験するんですか。
事務局	必ずということではないですけども、その方に地域での生活もありますよということを説明したときに、一度利用してみようかということであれば、この制度は利用できる方向で今検討していただいている認識です。
A 委員	そういうことですか。質問したのは、この表現として施設に入所したいから施設がどんな感じが体験したいから、施設の代わりに体験するという意味かと思ったのですが、そういうことではないのですね。
会長	書き方でしょうか。グループホーム入居ですから。施設入所、施設に入所希望している人も利用が可と。それには反対ではないんですね。
A 委員	あくまでグループホームや在宅で暮らしたい人の体験ということで、施設に入りたいという人を地域に移行していくという意味での体験は賛成ですが、施設に入りたいから施設の前段階でここを体験して、そのまま施設入所というのは違うでしょということが言いたかっただけです。
会長	将来の保険じゃないですが、施設を希望しているけど、グループホームを前に体験していたので戻りたいという人も出てくるかもしれないしれないですし、別に施設とか書かなくてもいい、入居体験で、施設にこれから入る人も除外してないということですよね。ありがとうございます。 ほかいかがでしょうか。
A 委員	先ほどのくすの木園の跡地に、体験室をその一角にせっかく新築にするのなら、バリアフリーでつくるということは、まだ余地としてはあるのでしょうか。
事務局	仰っていただいたことも含めて、今後の検討になっていくと思います。グループホームのみということではなく、こういった付加的なところをつけて

	いくのかというところについては、今後検討していかなければいけませんし、審議会でも意見をお聞きすることになります。 先程仰っていただいた、緊急受け入れをやっているのに皆さんに知られてないというところにつきましても、一定ルールということがあるということも含めて、知られてないというところについては課題か検討させていただきたいと思います。
会長	ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。
E 委員	聾者は入れますか。
事務局	こちらの今検討していますグループホームにつきましては、重度の障害の方、単身で支援を得ながら生活することがなかなか難しい方などを想定しておりますので、主に重い知的障害の方を中心とした想定をしてはおります。
E 委員	分かりました。聞こえない人が入れないということが分かって、僕は残念だなと思いますと仰っています。今後、枚方市としても聞こえない人が入れる施設のことを考えていただきたいという意見です。
会長	1つ通訳者の方、施設と言っているのはグループホームのことです。入所施設ではなく、グループホームというのは分かっているんですよね。
E 委員	はい。言葉として、グループホームも全て施設というふうに。
会長	失礼しました。ありがとうございます。それと事務局の方、重度障害にもいろいろあるという話がありましたが、知的に限定するという整理でよろしいでしょうか。
F 委員	すみません、今確かに知的を中心にと言われたんですけど、聴覚の方と一緒に、視覚自体も重いとか軽いとかというのが、何を根拠に重い軽いと言われるのかというのが分かりづらい。視覚も大変な方もいらっしゃるので、そういうグループホームもあったらいい。年齢が高くなってくるとそういう話が出たりしているので、考えてもらいたい。重度障害の定義がちょっと分かりづらいです。
会長	ありがとうございます。公式な記録として、例えば強度行動障害に類する人を想定して出てきた話なのかもしれないけど、それは説明では1つも出てきていないので、知的のみでと言ってしまうと、後々、ここでそれが承認されたことになるのは違うかもしれないので。皆さん重度障害とだけ言っても、想定していることが違うかもしれない。それとも今から強度行動障害の方かと言うのであれば、今後他の会議などでも報告するときにそのように言われるのかどうかいかがでしょうか。
事務局	障害の種別に応じまして、それぞれ暮らしにくさがあるというのは承知し

	ていますが、いろいろな社会資源がある中で、24時間見守りが要るような程度の方というのを中心に考えておりまして、そういう方の親御さんから、私がいなくなった後どうしたらいいのかという話などを聞いているところがスタート地点になっております。障害種別、必ずしもどれだけという話ではないんですけれども、一番多くのパターンとして考え得るものというのは、今考えているような重い知的の方など、見守りとかがなければ単身で暮らしていくのは難しい事例が割合として非常に高いのかなと想定をしているところです。
会長	初めからイメージをつくってしまうと、聴覚の人で精神の人もいるし、視覚障害の方で身体と鬱を持っている人もいるしとかということで、きっと重度ということで期待が高まってしまうと思います。だから、念頭に置いているものがあるんだったらそれは明記すべきだと思います。そもそも1カ所じゃなくて、何カ所もつくってほしいかなと思います。
E 委員	寝屋川市にコミュニティ施設を4月に立ち上げるんです。B型支援の施設です。目的はコミュニケーションですね。聞こえない人がコミュニケーションがとりにくいということで。それとB型支援、2つを兼ねそろえた施設を寝屋川市の萱島にオープンします。聾者としては、今のいろいろな話はちょっと理解ができないかな。萱島で4月から開始するので、皆さんそのことをお知りおきください。
会長	ありがとうございます。
A 委員	市でグループホーム事業の公募選定を行うということですが、例えば、いろいろな条件を課すとして、国のグループホーム事業として介護報酬等を請求していくに当たって、これは市独自の制度ではなく、既存のグループホーム共同生活援助を利用するということでしたら、そこへ何か条件をつけるということは、制度的な整合性はあるのでしょうか。別途条件を課すということは可能なかどうかということと、どの財源から出るのかを教えてください。
事務局	仰っているとおり国の基準に従いました共同生活援助としての事業を行ってもらうことになります。インセンティブとしては、土地を無償で貸与する部分になってきます。報酬等については、国の基準に従っての報酬になりますので、施設を設置する際に国の補助制度を利用し、整備補助金や、グループホーム運営後に、今運営の補助金として行っている重度障害者を一定の割合入居させているグループホームに対して補助する補助金を交付したりなどはあるかと思います。
事務局	恐らく委員が仰っておられるのは、利用契約制度なのに縛りをかけることはできるのかということかと思いますが、仰るとおり最終的には利用契約という形になりますが、公募の要件の際に、例えばこれは先ほど申し上げた仮称の選定委員会でご議論いただく形になりますが、例えば公募要項の中で、入居者については市と協議の上、その者を尊重するとか、表現は別にして、

	公募要項に盛り込むことで、ある意味お願いにしかすぎないというものの、そういった方向で考えていただけるものというふうには考えております。
A 委員	先ほどのような説明で言えば、例えば指定上はどの区分の人を受け入れるのかは事業者の自由だけれども、例えば区分 5、6 の人を受け入れたら独自に補助金で加算しますよとか、そういう仕組みをこれから考えていきたいということですね。
事務局	その補助金については、今でも既存の補助金がございますので活用いただけたと思います。
A 委員	分かりました。
会長	ありがとうございました。ほかよろしいでしょうか。 今日いろいろな意見が出ましたので、ぜひそのことを踏まえて先に進めていただきたいと思います。 では、時間もありますので次の案件に行きたいと思います。案件 3 「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。
事務局	案件 3 のその他ですが、今後のスケジュールのほかに、行政報告が 1 件ありますので、そちらから説明させていただきたいと思います。 《資料 3 を説明》 交通機関の各社におきまして、障害の種別に関わることなく支援が行われようとしている中、公平性の観点から現在は身体障害者手帳の 1 級、2 級、または療育手帳 A を所持して、その世帯の最多収入者の住民税の所得割が 12 万円以下の方については、タクシーの基本料金の助成を行っていますが、4 月以降、精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持の方を新たに対象にすることを予定しているところです。このことは資料には書いていませんが、併せて行うことを考えています。 以上で障害者支援の取組の報告を終わります。
会長	ありがとうございました。今の報告につきまして、質問、意見はいかがでしょうか。
G 委員	令和 7 年 3 月 31 日で事業廃止されるということなんですけれども、事業廃止後、予算を今まで使っていた分は、何か別の事業で使っていただくことはないのでしょうか。
事務局	事業廃止になったことに伴いその財源を活用するのではないのですが、今まで精神障害者手帳 1 級を持っている方でもタクシーの初乗り料金の助成というのは行っていなかったものを、4 月以降は行う予定としております。
G 委員	ありがとうございます。それと、電車利用の方は今後どうなるのですか。令和 6 年度までは経過措置で行って、その後は半額にならないですよ、電車のほうは。

事務局	電車については、距離等の制限があるんですけど、ただ身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方と同様の条件になっているところからこちらの補助の制度は廃止とすることになっておりまして、4月以降は電車だけで通所されている方についての補助がなくなるのは委員の仰るとおりです。
G 委員	ありがとうございます。
会長	ほかよろしいでしょうか。
A 委員	情報共有ということで1点だけ。ご存じの方もいると思いますが、京阪バスの路線廃止とか縮小というのが、枚方のみならず、寝屋川も含めて近隣市で結構問題になっていまして、障害福祉サービス事業所も、例えば職員が出勤する時間になかなかバスがなかったり、利用者も一定影響が出ている可能性もあります。どれほど影響が出ているのか調べる必要があるとは思っていますが、枚方市は独自の補助がありませんが、寝屋川は補助があります。先日のバリアフリー推進協議会でも意見は言わせていただきました。京阪バスの判断になっていくので、そういう補助の在り方もなかなか難しいという話は聞いていますが、ただこのまま行くとどんどん縮小されていく可能性があるんで、何かそれに代わる施策を検討していかないと大変なことになりますので、障害分野も代替措置等を検討していく必要があるのかなということだけ情報共有させていただきたいと思います。
会長	ありがとうございました。ほかはよろしいですか。
事務局	それでは、今後のスケジュールを報告させていただきます。本日の案件にもございました地域移行に係る課題の解決に向けてということにつきましては、具体的な内容について引き続き議論するというので、本日は1年間のワーキングの会議の内容、一定の方向性というところで報告させていただきました。しかしながら、まだまだ細部等々についてはいろいろ詰めていただかなくてはならないところがあると思いますので、引き続き庁内での協議を重ねていきたいと考えております。また具体的内容につきましては、改めて当分科会においても報告させていただきたいと考えております。 次回の開催は新年度となりますが、その折にはまた改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。
会長	これで案件は終わりましたが、最後に何かご意見ありますか。
H 委員	体験の場なんですけど、グループホームの体験は1日2日じゃなくて2、3年したほうが良いと思います。
会長	意見要旨というところの何ページ目ですか。
H 委員	7ページの最後の自立支援体験は緩やかな制度ですというところ。2週間

	泊まらなくても1泊だけでいいということです。
事務局	今仰っているのは、皆さんご覧の中では、中ほどにある「自立体験は緩やかな制度で、2週間泊まらなくても1泊だけでもよいと考える」という意見のことだと思います。
H委員	そうです。
会長	1泊でもよいという意見もある一方で、H委員は2年か3年あったほうが良いということでしょうか。
H委員	はい。したほうが安心すると思います、体験者自身も。
会長	1週間ではなくということですね。
H委員	はい、自信がついて。その期間に教えてもらったほうが自信がついていいと思います。
会長	2年、3年いたらもう立派に住んでいるとも言えますが、それぐらいの長い時間体験すれば全然違うということですね。
H委員	そうですね。
会長	ありがとうございました。意見ということですね。ほかの方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは今日の全ての案件はこれで終了とします。お忙しい中、皆さんどうもありがとうございました。